

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

「診療放射線技師法施行規則及び診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」の公布について（通知）

診療放射線技師法施行規則及び診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 83 号）については、別紙のとおり令和 5 年 6 月 5 日に公布されました。

改正の趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、貴管内市町村を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

- 診療放射線技師法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 33 号。以下「規則」という。）第 10 条においては、診療放射線技師国家試験の試験科目を定めている。
- 今般、国民の医療へのニーズの増大と多様化、チーム医療の推進による業務の拡大等により、診療放射線技師に求められる役割や知識等が変化している。こうした状況の中で、「診療放射線技師国家試験出題基準改定検討会」において、診療放射線技師国家試験の課題及び改善すべき事項等について検討が行われ、令和 4 年 12 月に報告書が取りまとめられた。
- 上記報告書においては、規則に定める試験科目について、
 - ・ 診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令（令和 3 年文部科学省・厚生労働省令第 1 号）を踏まえた試験科目の新設及び名称の変更を行うこと
 - ・ 教育及び臨床の実態を踏まえた試験科目の統合、名称変更を行うこと等の方向性が示されており、これを踏まえ、診療放射線技師国家試験の試験科目について、下記のとおり改正を行う。

第 2 制定の内容

- 規則第 10 条について、試験科目を下記のように改正する。

改正前	改正後
第十条 試験の科目は、次のとおりとする。 一 基礎医学大要 二 <u>放射線生物学（放射線衛生学を含む。）</u>	第十条 試験の科目は、次のとおりとする。 一 基礎医学大要 二 <u>理工学・放射線科学</u>

三 <u>放射線物理学</u>	三 <u>エックス線撮影機器学</u>
四 <u>放射化学</u>	(削る)
五 <u>医用工学</u>	(削る)
六 <u>診療画像機器学</u>	(削る)
七 <u>エックス線撮影技術学</u>	四 <u>エックス線撮影技術学</u>
八 <u>診療画像検査学</u>	五 <u>診療画像検査学</u>
九 <u>画像工学</u>	六 <u>画像工学</u>
十 <u>医用画像情報学</u>	七 <u>医療画像情報学</u>
十一 <u>放射線計測学</u>	(削る)
十二 <u>核医学検査技術学</u>	八 <u>核医学診療技術学</u>
十三 <u>放射線治療技術学</u>	九 <u>放射線治療技術学</u>
十四 <u>放射線安全管理学</u>	十 <u>放射線安全管理学</u>
(新設)	十一 <u>医療安全管理学</u>

○ 試験科目の変更に伴い、診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行規則の一部を改正する省令（昭和 59 年厚生省令第 52 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附則	附則
<p>第三条 診療エックス線技師試験（診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）附則第七項の試験を含む。以下同じ。）に合格した者であつて診療放射線技師国家試験を受けようとするものに対しては、第十条に掲げる試験科目のうち、同条<u>第四号</u>、<u>第六号</u>、<u>第八号</u>、<u>第十号</u>、<u>第十二号</u>及び<u>第十三号</u>に掲げる試験科目以外の試験科目を免除するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第三条 診療エックス線技師試験（診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）附則第七項の試験を含む。以下同じ。）に合格した者であつて診療放射線技師国家試験を受けようとするものに対しては、第十条に掲げる試験科目のうち、同条<u>第五号</u>、<u>第七号</u>、<u>第八号</u>、<u>第九号</u>及び<u>第十一号</u>に掲げる試験科目以外の試験科目を免除するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

第3 施行期日

・施行期日：令和6年4月1日

○厚生労働省令第八十三号

診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二十三条の規定に基づき、診療放射線技師法施行規則及び診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

診療放射線技師法施行規則及び診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令
 (診療放射線技師法施行規則の一部改正)
 第一条 診療放射線技師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(試験科目)</p> <p>第十条 試験の科目は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 理工学・放射線科学</p> <p>三 エックス線撮影機器学 (削る)</p> <p>(削る)</p> <p>四 (削る)</p> <p>五 (削る)</p> <p>六 診療画像機器学 七 医用画像情報学 八 核医学診療技術学 九・十 (略)</p> <p>十一 医療安全管理学</p>	<p>(試験科目)</p> <p>第十条 試験の科目は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 放射線生物学(放射線衛生学を含む。)</p> <p>三 放射線物理学</p> <p>四 放射化学</p> <p>五 医用工学</p> <p>六 診療画像機器学 七 九 (略)</p> <p>十 医用画像情報学</p> <p>十一 放射線計測学</p> <p>十二 核医学検査技術学 十三・十四 (略)</p> <p>(新設)</p>

(診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)
 第二条 診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十九年厚生省令第五十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>第三条 診療エックス線技師試験(診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)附則第七項の試験を含む。以下同じ。)に合格した者であつて診療放射線技師国家試験を受けようとするものに対しては、第十条に掲げる試験科目のうち、同条第五号、第七号、第八号、第九号及び第十一号に掲げる試験科目以外の試験科目を免除するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>第三条 診療エックス線技師試験(診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)附則第七項の試験を含む。以下同じ。)に合格した者であつて診療放射線技師国家試験を受けようとするものに対しては、第十条に掲げる試験科目のうち、同条第四号、第六号、第八号、第十号、第十二号及び第十三号に掲げる試験科目以外の試験科目を免除するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。